

(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

めざす姿

世界自然遺産の知床では、保全と適正な利用を進めるためのルールが確立され、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このような地域の環境特性に応じて保全と利用の両立を図る考え方は、道内のほかの地域においても、徐々に浸透しています。

また、野生生物の適正な保護管理が図られ、野生生物による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が減少し、外来種による影響が抑えられています。

さらには、人々に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺などの自然とのふれあいや、自然と調和した景観が確保されています。

現状と課題

(自然環境の保全、自然とのふれあいの推進)

北海道には、国立・国定・道立を合わせて 23 か所の自然公園があり、その総面積の 80 % 以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています。

また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域 2 か所、自然環境保全地域 1 か所や、北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域 7 か所など、合わせて約 3 万 ha が自然環境保全地域等に指定されています。

さらには、全国に 33 か所あるラムサール条約登録湿地の 3 分の 1 は、道内の湿地となっています。(図 2-3-1 及び 2-3-2 参照)

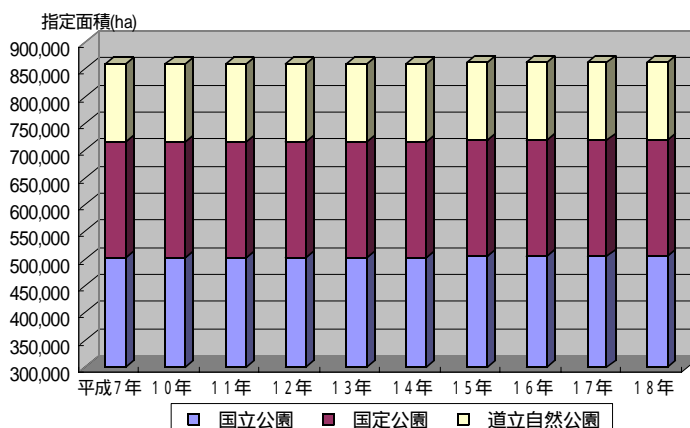
自然公園 総面積 約86万ha

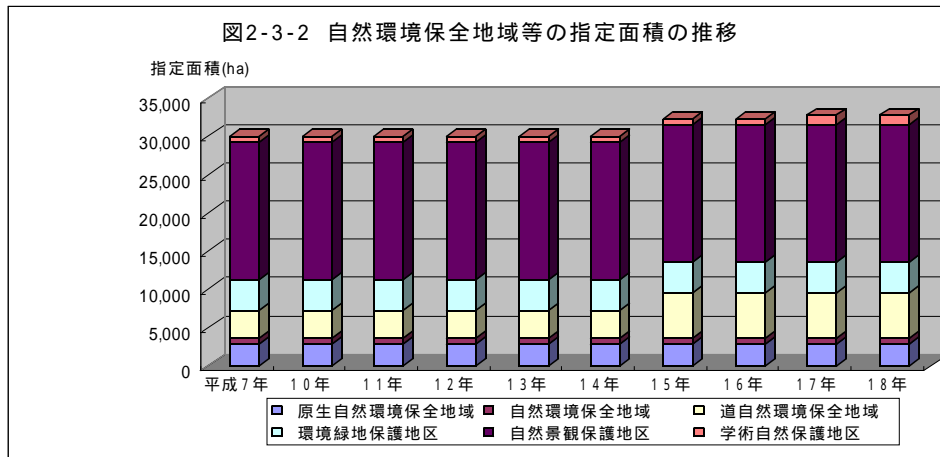
(国立:6か所・国定:5か所・道立:12か所、うち特別地域 約73万ha)

自然環境保全地域等 総面積 32,771ha

ラムサール条約登録湿地 12か所 総面積 約35,000ha

図2-3-1 自然公園の指定面積の推移





近年、自然とのふれあいを求めるニーズの高まりなどを背景としたアウトドア活動の活発化等に伴い、一部の国立公園では、登山道の浸食や希少な野生植物の踏み荒らしなど、利用者の増加やマナーの低下等に起因する自然環境への悪影響が懸念されています。

世界自然遺産に登録された知床は、世界に誇れる道民の財産であることから、その厳格な保全を図るとともに、過度な利用集中の分散化や環境保全の大切さの理解促進を図ることが求められています。

釧路湿原やサロベツ原野などにおいては、関係機関や民間団体等が連携して、自然再生推進法に基づく自然再生の取組が進められています。

このように、北海道は、豊かですぐれた自然環境に恵まれています。この自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、自然環境の保全と適正な利用を図る必要があります。

自然環境の保全と適正な利用を進めていくためには、観光やアウトドア関連の事業活動とも密接に関連することから、こうした事業者と連携した取組を進めていくことも重要です。

(野生生物の保護管理)

野生鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の計画的な指定等を進めています。

道指定の鳥獣保護区（平成18年度末現在） 304か所 総面積 約27万ha

北海道の野生生物の中には、生息・生育地の改変などにより、絶滅が懸念される種があります。

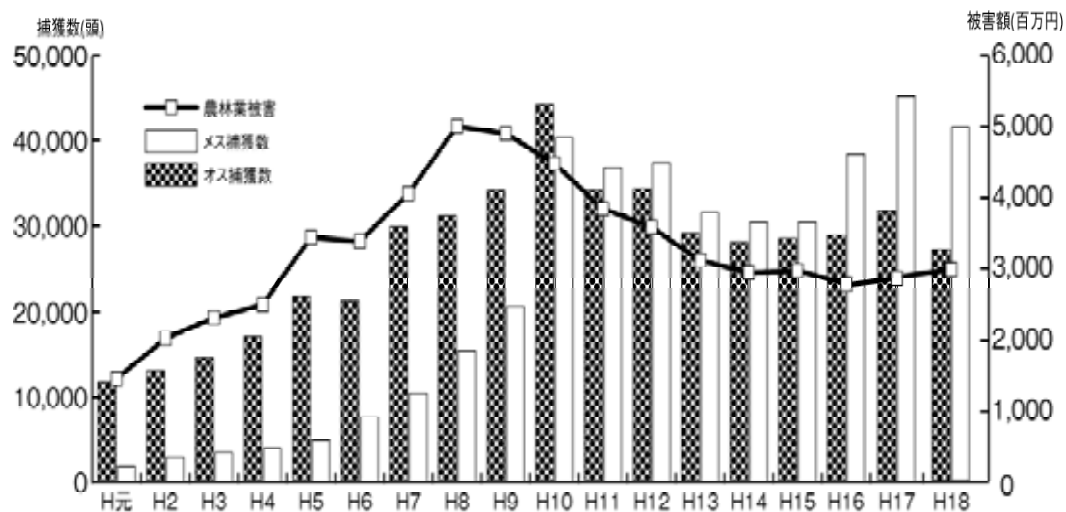
このため、道では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を「北海道レッドデータブック 2001」として公表するとともに、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物」を指定するなど、道内に生息・生育する希少な野生生物の保護を図っています。

一方で、人間の活動域と野生生物の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしているものがあり、野生生物の適正な保護管理が求められています。

エゾシカは、生息数の増加などにより、多大な農林業被害をもたらしており、その被害額は、平成8年度をピークに減少傾向にあるものの依然として甚大で深刻な被害をもたらしています。(図2-3-3参照)

特に、道央・道北地域での被害が増加しており、これまでの道東地域における取組のほか、道東以外においても地域の実態に応じた保護管理を推進するとともに、個体数管理の一環として、捕獲数増加につながるエゾシカ有効活用の取組を積極的に推進する必要があります。

図2-3-3 全道におけるエゾシカ捕獲数と農林業被害の推移



国内では北海道にのみ生息するヒグマは、開発による生息環境の改変などから、生息域の分断や縮小が進み、絶滅のおそれが懸念される地域があります。一方で、人間の活動域とヒグマの生息域が接近し、日常生活に支障を生じている地域もあります。

このことから、今後とも人身事故の防止や農業被害の軽減とともに、地域個体群の存続を図るため、ヒグマの保護管理施策を進めていく必要があります。

北海道の日本海側では、トドやアザラシなどによる漁具被害が集中し、漁業に大きな影響を与えています。

一方で、トドは環境省のレッドリストに絶滅危惧種として掲載されるなど国際的に保護の機運が強いことから、トドやアザラシなどと漁業の共存を図るための取組が求められています。

野生化したアライグマの分布域が拡大し、それに伴う農業等被害の増加が見られます。

また、セイヨウオオマルハナバチなどによる北海道の生態系への影響が懸念されており、これらの外来種を防除していくことが必要です。

生物多様性条約が発効して以来、世界的に生物多様性の保全が重視され、生物種の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るだけでなく、生態系ネットワークの形成を図っていくことが求められています。

このようなことから、まとまりのある優れた自然を有する地域を自然公園や鳥獣保護区等の各種保護地域制度等を活用して守ることが必要です。

また、地域の生物学的特性を示す代表的な生態系や地域固有の生物相の保全を進めることや、侵略的外来種などの侵入を防ぐことが重要です。

生物多様性の観点から、絶滅のおそれのある希少野生生物の保護や、野生生物による農林水産業被害の防止・軽減及び生態系等への影響が懸念される外来種の防除など、自然との共生を基本として、野生生物の適正な保護管理を推進していく必要があります。

(快適な環境の保全と創造)

都市、農村、河川の周辺などに存在する身近な自然などについては、多様な生物の生息・生育地、あるいは生態系を連結する機能を持つ地域として保全と適正な利用を図ることが重要です。

こうした身近な自然でもあるみどりや水辺とのふれあいは、生活に潤いや安らぎを与えるもので、これらの自然と親しむ場や機会の確保が求められています。

とりわけ、みどりの量や質、利用の仕方などみどりづくりに対するニーズが多様化しており、道民との協働によるみどりの環境づくりの推進が重要です。

北海道の景観は、雄大な自然の中で地理的条件や気候、土地利用など様々な要因が複合的に関わって生み出されており、広域性と多様性が特徴となっています。

また、景観に対する道民の関心が高まっており、景観づくりの様々な取組が進められています。

このような中、景観法を活用して、広域景観づくりなど地域の自然や生活、産業に根ざした北海道らしい景観づくりの推進が求められています。

飼養動物とのふれあいを求めるニーズが高まっており、ペットなどの動物の適正な管理と愛護の推進が求められています。

このように、自然環境に十分配慮しながら、人々に潤いや安らぎをもたらす快適な環境を創造していくことも重要です。

自然環境保全に関する目標

- 自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
- 森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る
- 自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
- 希少野生動植物の保護管理や、外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の確保を図る
- 鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産業等被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する
- みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する
- 北海道らしい広域的な景観づくりを推進する
- 動物愛護精神の普及を図る

自然環境保全に関する指標

指標の名称	現 状	目標数値等
すぐれた自然地域の面積	892,946 ヘクタール	903,000 ヘクタール
多様な生態系を保全する森林の箇所数	445 箇所	484 箇所
自然公園利用者数	都道府県順位 2 位 (参考) 4,690 万人	都道府県順位 2 位以内
タンチョウの生息数	920 羽	1,305 羽
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	61 市町村	全市町村
北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	85 ± 20	25 ~ 50
一人当たり 広域都市公園面積	1.9 平方メートル/人	3.0 平方メートル/人
水辺に親しめる河川 空間整備数	185 河川	205 河川
道民との協働により 育てる樹木の本数	約 264 万本 (3年間の植樹・育樹実績合計本数)	4,000 万本 (平成 20 年度以降の累積本数)
広域景観形成推進 地域指定の市町村数	7 市町村	18 市町村
犬・ねこの 安楽殺処分頭数	9,786 頭	現状値の半数 (4,893 頭)以下

(注) 指標の設定の考え方等については、参考資料「2 指標一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・ルールやマナーを守って自然とふれあうとともに、身近な自然を保全する取組や地域の緑化活動などに積極的に参加します
- ・野生動植物の保護に努めるほか、外来動植物やペットを適正に管理します

《事業者》

- ・開発行為の実施等に当たって、野生生物の生息・生育環境に配慮するほか、自然環境の復元や森林・緑地の保全・整備に努めます
- ・工場や事業所の緑化、ビオトープの創出など身近な自然の保全と創造に努めます

《民間団体》

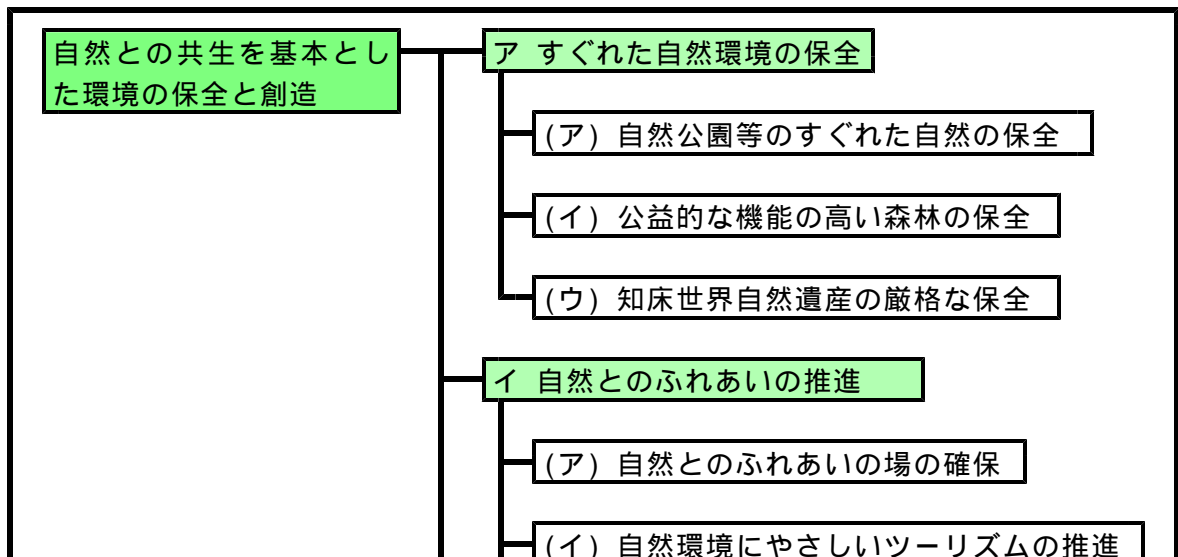
- ・自然観察会や植樹活動など、道民が自然を守る意識を高める取組を進めるとともに、自然とふれあう機会を提供します
- ・希少な動植物の保護、登山道等の整備、美化清掃など自然環境を守る活動に取り組めます

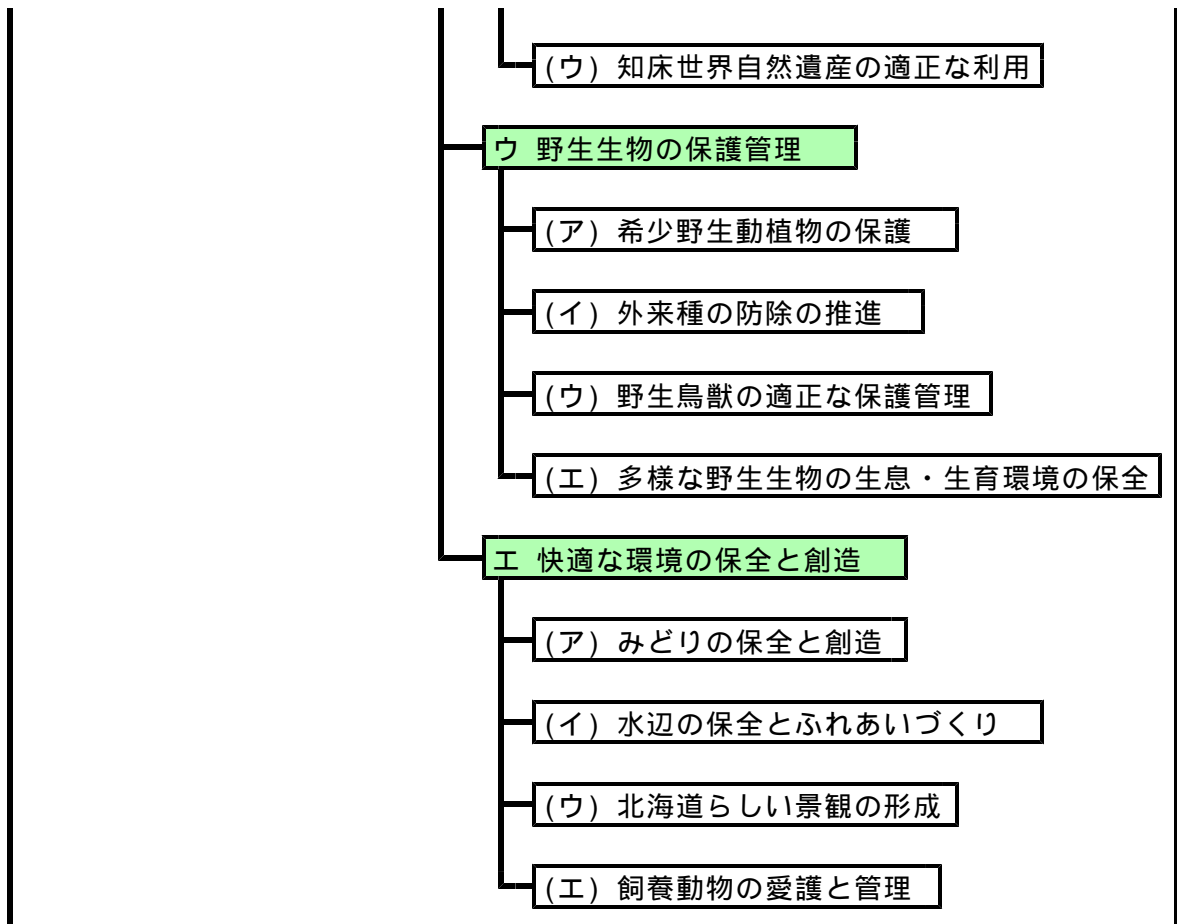
《行政》

- ・自然環境の現状把握とそれに基づく保全施策の立案・実施や、自然環境への負荷が考えられる各種事業の実施においては、生態系への配慮などに努めます
- ・自然環境に関する情報や、自然とふれあう場・機会を提供するとともに、公園の利用施設の整備や森林の保全・整備などを計画的に進めます

道の施策

【施策の体系】





【施策の方向】

ア すぐれた自然環境の保全

(ア) 自然公園等のすぐれた自然の保全

- ・ 自然公園、道自然環境保全地域等の適切な保護管理をすすめます
- ・ すぐれた自然環境を有する地域の道自然環境保全地域等への指定をすすめます
- ・ すぐれた自然の風景地の自然公園への指定をすすめます
- ・ すぐれた自然環境に関する調査を実施します
- ・ 湿原生態系の適切な保全を図ります
- ・ 国際的に重要な湿地のラムサール条約への登録を推進します
- ・ 自然再生事業を推進します
- ・ 自然公園の保護と適正な利用をすすめるため、施設整備を推進します
- ・ 地元の動向等を踏まえながら、大雪・日高山系の世界自然遺産登録に向けた運動を推進します

(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

- ・ 原生林など貴重な森林の保全をすすめます
- ・ 森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、保安林をはじめとする森林の保全・整備をすすめます
- ・ 北海道の森林面積の過半を占める国有林を管理する森林管理局と緊密な連携を図り、互いに協力して森林づくりをすすめます

- ・企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全・整備をすすめます

(ウ) 知床世界自然遺産の厳格な保全

- ・遺産地域の保全に向け、サケ科魚類などのモニタリングを国等と連携して実施します
- ・遺産地域の適正な利用を図るため、国、地元自治体、地元関係機関などと連携協力して、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール(『知床ルール』)づくりをすすめるとともに、その普及啓発を推進します
- ・地域連絡会議等への参画を通じて、関係機関と連携した遺産地域での取組を推進します
- ・遺産地域内海域における、海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的とした保護管理措置等を、関係機関と連携して推進します

イ 自然とのふれあいの推進

(ア) 自然とのふれあいの場の確保

- ・自然公園の保護と適正な利用をすすめるため、施設整備を推進します
- ・自然環境保全に係る普及啓発、広報及び利用指導をすすめます
- ・環境緑地保護地区等・記念保護樹木の新たな指定と適切な保護管理をすすめます
- ・自然案内のための人材育成を推進します
- ・北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館の運営を通じ、自然とのふれあいを推進します
- ・植樹祭や自然観察会などみどりとふれあうさまざまな機会を提供します
- ・道民の森や21世紀の森等を活用するなど、道民が豊かな森林とふれあえる場を提供します
- ・地域住民が気軽に森とふれあえる場を提供します
- ・観光や健康増進の場としての活用など、森林の新たな活用をすすめます

(イ) 自然環境にやさしいツーリズムの推進

- ・地域特性を踏まえたエコツーリズムを推進します
- ・自家用車の乗り入れ規制など地域の関係機関等と連携して自然環境に配慮した観光地づくりをすすめます
- ・北海道らしいグリーン・ツーリズムの魅力づくりのため、次の取組を推進します
 - 身近な地域資源の発見や地域の特色を生かしたユニークなグリーン・ツーリズムメニューの開発
 - アウトドア体験観光事業者等との連携による多様な交流・体験メニューの提案・提供
 - 安全で安心できるクリーンな地場農畜産物の提供
 - グリーン・ツーリズムの受入れ施設の環境との調和に配慮した整備
- ・自然とのふれあいや北海道の冬を楽しむレクリエーション活動の機会の拡充を図ります
- ・漁業体験や海とのふれあいの機会の提供など、海を生かした特色ある地域づくりをすすめます

- ・マリン・ツーリズム^{*}を含め、地域資源のコーディネートによる魅力ある観光地づくりを促進します
- ・アウトドア活動に関する様々な情報の提供や機運の醸成をすすめ、アウトドア活動に対する道民の理解を促進します
- ・「北海道アウトドア資格制度」に基づく優れたアウトドアガイドなど、アウトドア活動に関わる指導者の育成と活用を図ります
- ・安全で質の高いサービスを提供するアウトドア事業者の育成を図ります

(ウ) 知床世界自然遺産の適正な利用

- ・知床及び周辺地域を対象とした広域的エコツーリズムを展開し、その定着を図ります
- ・知床のネームバリューを活かした地域振興等や環境保全に資する取組を推進します
- ・知床の自然・歴史・文化・利用などに関する情報の発信・普及啓発により、広く保全意識の醸成を図ります

ウ 野生生物の保護管理

(ア) 希少野生動植物の保護

- ・指定希少野生動植物の指定などによる捕獲等の規制や生息地等の保護対策を推進します
- ・道内に生息・生育する希少な野生生物の現状をとりまとめた「北海道レッドデータブック2001」の情報を更新し改訂します

(イ) 外来種の防除の推進

- ・外来種の情報提供や外来種問題の普及啓発などにより、北海道の生態系等に悪い影響を与えるおそれのある侵略的外来種の野生化を防止します
- ・アライグマなど野生化した侵略的外来種の駆除等の対策を推進します
- ・外来魚の移入や拡散の防止、河川・湖沼における外来魚の生息確認や駆除を推進します

(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理

a エゾシカの保護管理

- ・「エゾシカ保護管理計画」に基づき個体数の適正管理に努め、農林業被害の低減を図ります
- ・エゾシカ個体数の適正管理の観点から、自然資源として肉・皮などの有効活用を推進します
- ・エゾシカ肉の有効活用にあたっては、「エゾシカ衛生処理マニュアル」に沿った衛生的な処理を促進し、より安全・安心な食肉としての流通に努めます
- ・知床半島においては、環境省が策定した「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき、関係機関と連携して取り組みます

b ヒグマの保護管理

- ・ヒグマの生息数や生息状況等に関する科学的データや情報の収集に努め、ヒグマの適正な保護管理をすすめます

- ・ヒグマによる人身事故・農業被害の未然防止や出没時の危機管理体制整備などの取組を推進します
- ・ヒグマとの遭遇や事故を防止するための普及啓発や情報提供をすすめます
- ・人間の活動域とヒグマの生息域が接近し、日常生活に支障を生じる頻度が高い渡島半島地域については、「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」に基づき、取組を推進します
- ・渡島半島地域において、ヒグマ対策に必要な捕獲従事者を育成するための捕獲を実施します

c 野生鳥獣の保護管理に関する基盤的施策の推進

- ・野生鳥獣の生態や保護管理方策に関する調査研究を継続的・体系的に実施し、その成果に基づく保護管理を推進します
- ・鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護管理の取組をすすめます
- ・鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等の指定等を計画的に行うとともに、適正な管理をすすめます
- ・狩猟に伴う危険の予防など、狩猟の適正化を推進します
- ・地域で鳥獣の保護管理を担っている狩猟者の減少と高齢化が進行していることから、保護管理を担う人材の育成と体制の整備をすすめます
- ・野生鳥獣による農林水産業や生態系等への被害の防止対策を促進します
- ・野生鳥獣の保護に関する普及啓発を推進します

(エ) 多様な野生生物の生息・生育環境の保全

- ・鉛製の銃弾を使用した鳥獣の捕獲を規制するなど、鳥類の鉛中毒防止対策を推進します
- ・鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等の指定等を計画的に行うとともに、適正な管理をすすめます
- ・自然公園における生物多様性の確保に向けて適切な保護管理をすすめます
- ・希少な野生生物の生息・生育地等となっている森林を将来に継承するため、希少野生生物生息・生育地の森などを設定し、その森林の保全をすすめます
- ・回廊となる緑地の保全・回復や魚道の設置などにより、野生生物生息域の連続性確保に努めます

エ 快適な環境の保全と創造

(ア) みどりの保全と創造

- ・道民の創意工夫による自主的・自発的なみどりづくりが地域の協働により活発に行われるよう促します
- ・道民がみどりづくりに参加しやすい環境や条件を整えるとともに、地域の計画的なみどりづくりを促進します
- ・山岳地帯から市街地・海岸に至るまでの森林・樹林帯などを適正に保全するとともに、生態系の保全をはじめとするみどりの機能が発揮されるよう適切な育成・整備をすすめます
- ・自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、都市公園・緑地・河川・街路樹等身近なみどりの保全・回復・創造をすすめます

(イ) 水辺の保全とふれあいづくり

- ・河川周辺への植樹など豊かな海と森林づくり活動を促進します
- ・海岸林の保全・整備をすすめます
- ・水産動植物の保護等を目的とした保護水面の指定・管理を通じ、天然産卵床の保護や汚水排出の監視などをすすめます
- ・海とのふれあいや景観に配慮した漁村空間の整備をすすめます
- ・河川・湖沼・海岸など、多様な水辺空間の保全と整備に努めます
- ・河道の連続性や多様性の確保などに配慮した多自然川づくりをすすめます
- ・河畔のみどりの保全と創出をすすめます
- ・海岸保全基本計画に基づき、地域特性に応じて、自然環境と共生する海岸づくりをすすめます
- ・農村の生態系に配慮した農業用排水路等の整備をすすめます
- ・自然とふれあい水辺に親しむ施設の整備をすすめます

(ウ) 北海道らしい景観の形成

a ゆとりある生活空間づくり

- ・自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、都市公園・緑地・河川・街路樹などの整備をすすめます
- ・自転車利用の促進を図るため、自転車利用環境の整備に努めます

b 北国にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・「北海道景観条例」に基づき、自然と調和した良好な景観形成を推進します
- ・「北海道屋外広告物条例」等に基づく取組を推進し良好な景観形成と風致の維持を図ります
- ・美しい農村景観を構成している農地や施設（用排水路等）の保全・整備をすすめます
- ・農村地域における生産と生活に根ざした個性あふれる景観形成活動をすすめます
- ・関係団体と連携した海浜美化活動を促進するため、指導・助言・支援を行います
- ・地域固有の景観を構成している森林の保全・整備をすすめます

c 歴史的文化遺産の保存・活用

- ・郷土の記念樹木として保護が必要な樹木などは、記念保護樹木等として新たな指定及び適切な保護管理をすすめます
- ・史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保存・活用をすすめます
- ・未指定文化財の調査と調査結果に基づく保護措置を講じます
- ・北海道遺産等を活かしたまちづくりを推進します

(エ) 飼養動物の愛護と管理

- ・「北海道動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、危険動物の飼養者や取扱業者による適正管理の推進、一般家庭における動物の適正飼養の推進などの取組をすすめます

(4) 安全・安心な地域環境の確保

めざす姿

おいしい空気、きれいな水が維持され、汚れの進んでいた湖沼の水質は、次第に改善されています。

また、森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環の確保が図られています。

さらには、化学物質等による環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる環境が保たれています。

現状と課題

(大気・水など生活環境の保全)

北海道の大気汚染の状況は、窒素酸化物や硫黄酸化物など各項目とも年平均濃度は、ほぼ横ばいであり、光化学オキシダントを除き、概ね環境基準を達成しています。(図2-4-1～図2-4-4参照)

なお、光化学オキシダントについては、大陸からの移流や上空のオゾン降下などが環境基準達成率の低い原因と考えられていますが、詳細が解明されていないことから、今後、知見の集積が必要となっています。

環境基準達成状況(平成18年度、短期的評価を除く)

- ・ 二酸化窒素 100% (有効測定局:【一般大気】71局、【自動車排ガス】17局)
- ・ 浮遊粒子状物質 100% (有効測定局:【一般大気】71局、【自動車排ガス】19局)
- ・ 二酸化硫黄 100% (有効測定局:【一般大気】80局、【自動車排ガス】1局)
- ・ 光化学オキシダント 0% (達成局0 / 測定局22局)

(但し、大気汚染防止法で定める緊急時注意報の発令濃度基準は下回っている)

引き続き、汚染状況の継続的な監視やばい煙発生施設等への規制・指導を行う必要があります。

図2-4-1 一酸化窒素及び二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化(一般環境大気測定局)

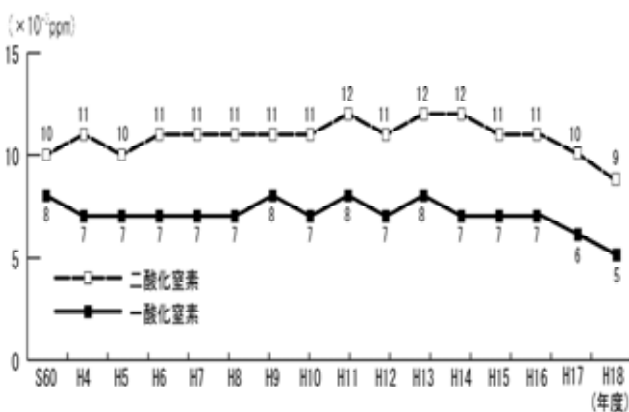


図2-4-2 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化(自動車排出ガス測定局・一般環境大気測定局)

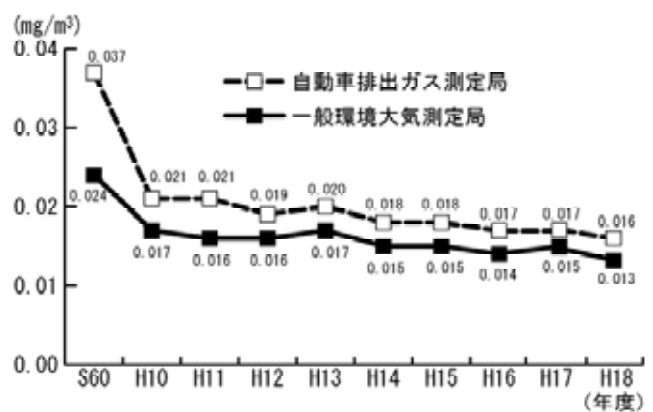


図2-4-3 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化
(一般環境大気測定局)

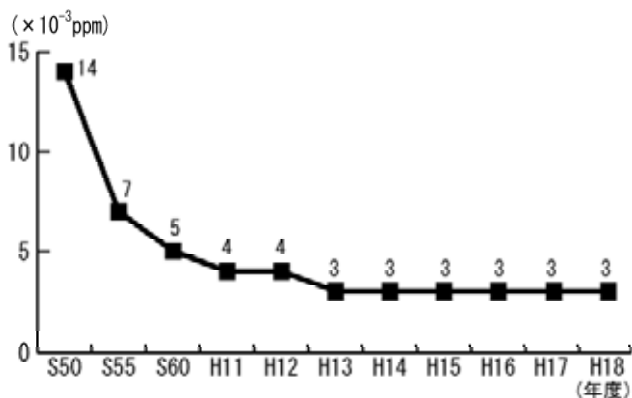
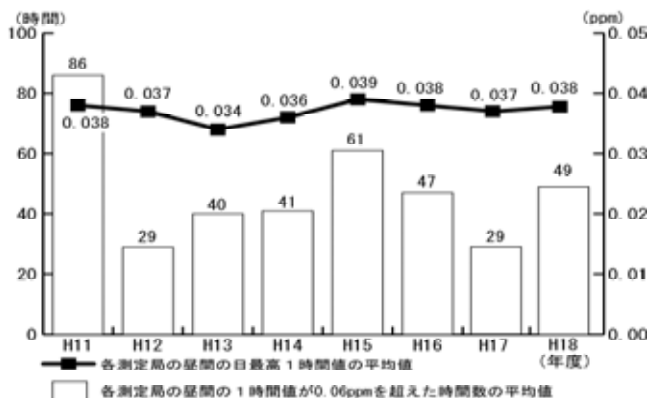


図2-4-4 光化学オキシダント濃度の昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化



道内の河川における環境基準達成率は比較的高くなっていますが、湖沼など閉鎖性水域における達成率は低くなっています。

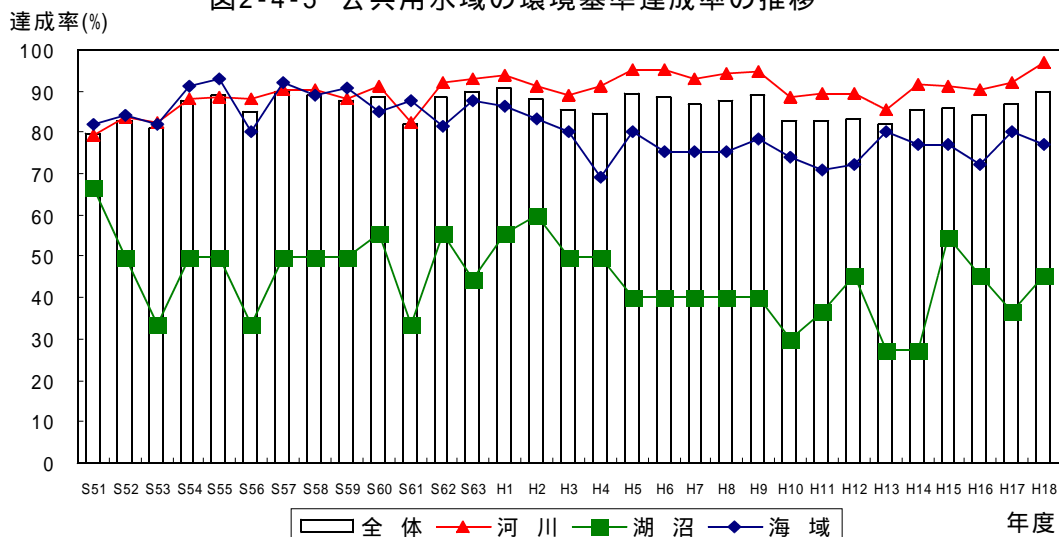
また、地下水については、一部の地域において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が顕在化しています。(図2-4-5参照)

環境基準達成率(平成18年度)

- ・河川(BOD) 96.8% (達成水域181 / 類型指定水域187)
- ・湖沼(COD) 45.5% (達成水域5 / 類型指定水域11)
- ・海域(COD) 76.9% (達成水域50 / 類型指定水域65)

このため、引き続き、公共用水域及び地下水の常時監視や事業場等への規制・指導を継続するとともに、湖沼等の環境基準未達成水域の解消など地域の水環境保全に向けたより一層の取組が必要です。

図2-4-5 公共用水域の環境基準達成率の推移



(化学物質等による環境汚染の未然防止)

ダイオキシン類やいわゆる環境ホルモンなど化学物質による明らかな環境汚染は確認されていません。

しかしながら、今後とも、環境汚染を未然に防止するため、事業者が化学物質の環境への排出量等を届出し、その結果を集計・公表するP R T R制度の円滑な運用を図ることが必要です。

また、ダイオキシン類や環境ホルモンと疑われる物質の環境調査を行う必要があります。

多種、多様に使われている化学物質の適切な管理には、環境保全上の支障を生じさせるおそれ(環境リスク)をできるだけ少なくすることが基本です。

しかし、環境リスクをゼロにすることは現実的ではありません。

このため、環境リスクに関する情報を公開・共有し、消費者や地域住民等が環境リスクに対して冷静な判断ができる社会を形成していくことが求められます。

アスベストによる健康被害が全国的な社会問題となるなど、人の健康に影響する問題への適切な対応が求められています。

地域環境の確保に関する目標

きれいな空気や水を守る

健全な水循環を確保する

静穏な生活環境を確保する

化学物質等による環境リスクの低減を図る

地域環境の確保に関する指標

指標の名称	現 状	目標数値等
大気環境基準達成率	100 %	100 %
水質環境基準達成率	90 %	100 %
汚水処理人口普及率	92.0 %	94.8 %
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	3 流域	13 流域
騒音に関する環境基準達成率（一般地域、自動車、航空機）	一般地域 87 % 自動車 89 % 航空機 71 %	100 %
化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率	100 %	100 %

（注）指標の設定の考え方等については、参考資料「2 指標一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・エコドライブの実践、未処理の生活排水を河川などに流さないなど、大気環境や水環境への負荷の少ない生活を心がけます
- ・流域の住民や民間団体などが連携した水環境保全の取組に積極的に参加します

《事業者》

- ・大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の排出抑制や適正処理を推進するとともに、騒音・振動・悪臭の発生を防止するなど、環境への負荷の低減に努めます
- ・化学物質の情報を提供するとともに、自主管理を強化するなど、環境汚染の未然防止に努めます

《民間団体》

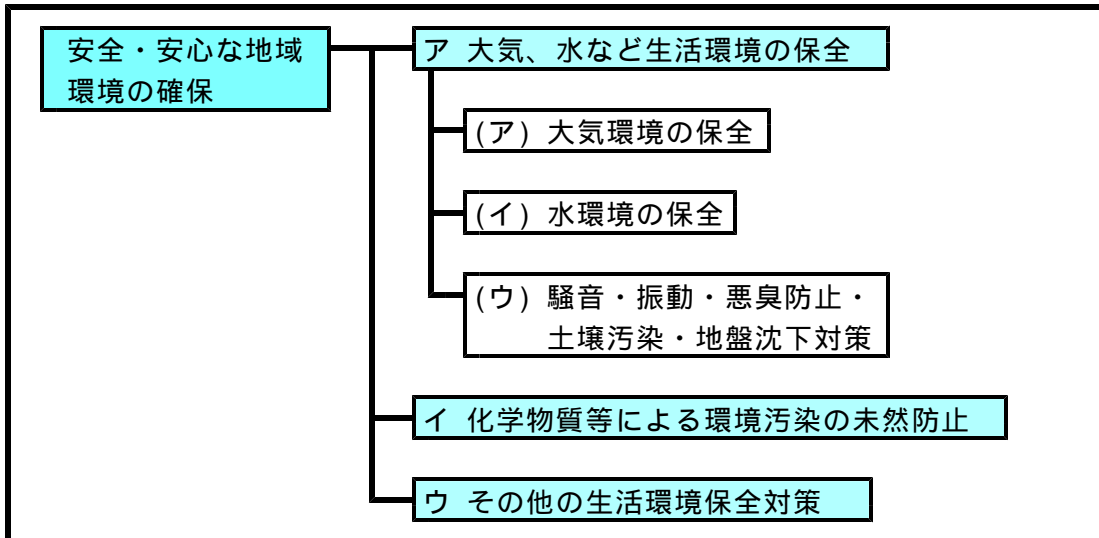
- ・河川周辺の清掃や緑化など、地域の住民等の参加を得て、環境保全活動を実践します
- ・生活排水対策に関する研修会等を開催するなど、住民の環境保全意識を高めます

《行政》

- ・下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を図ります
- ・交通渋滞の緩和など自動車交通の円滑化を図り、大気汚染や騒音・振動など公害の発生防止に努めます

道の施策

【施策の体系】



【施策の方向】

ア 大気、水など生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

a 大気汚染物質対策

- ・工場などの固定発生源に対して大気汚染防止法等の遵守の指導を強化します
- ・大気環境の汚染状況の把握のため、継続的に調査・監視を行います
- ・高濃度の光化学オキシダントの発生メカニズムについて、解明調査をすすめます
- ・有害大気汚染物質の分析に関する高精度管理を通じ、分析能力の向上を促進します
- ・交差点改良、立体交差、環状道路等の道路ネットワークの整備等により、都市部などの交通渋滞を緩和し、自動車排出ガスの総量の低減に努めます

b アスベスト対策

- ・建築物の解体等の工事を行う際には、アスベスト粉じんの飛散防止について、法令に基づき監視・指導を行います
- ・建築物に使用されている吹付けアスベスト等の飛散防止対策を推進します

(イ) 水環境の保全

a 水質の監視

- ・公共用水域及び地下水の常時監視を継続的に実施し、監視結果の公表方法を充実して、より分かりやすい内容とするよう努めます
- ・河川等の環境基準の類型見直しや、新たな環境基準である水生生物保全に係る類型の指定をすすめます

b 水質汚濁の発生源対策

(a) 工場・事業場排水対策

- ・工場・事業場への立入検査等による監視・指導を強化します
- ・工場・事業場における自主測定体制の整備を促進します

(b) 生活排水対策

- ・「全道みな下水道構想リニューアルプラン」に基づき、下水道や浄化槽など生活排水処理施設の計画的な整備をすすめます
- ・浄化槽設置者による適正な維持管理の向上を図ります
- ・生活環境の改善と水質保全を図るため、農村や漁村の排水整備等をすすめます

(c) 鉱山鉱害防止対策

- ・休廃止鉱山の廃水の監視結果に基づき、必要に応じ鉱害防止対策事業（坑廃水の中和処理、坑道の耐圧密閉、覆土・植栽等）を実施します

c 湖沼など閉鎖性水域の環境保全対策

- ・湖沼の水質に影響を与える流域までを対象とした対策をすすめるため、流域単位の関係者による協議会の設置及び計画策定の促進を図ります
- ・湖沼の水理特性や周辺の自然環境の特性などを踏まえた湖沼環境保全対策をすすめます
- ・環境基準未達成水域における原因の解明と対策をすすめます

d 地下水汚染対策

- ・地下水汚染が確認された際には飲用水の安全確保及び汚染井戸周辺の計画的な水道施設整備を促進します
- ・試験研究成果等の活用などにより、地下水汚染の効果的な防止・改善対策の普及を図ります
- ・家畜ふん尿の適正な管理・利用の促進や、農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進します

e 健全な水循環の確保

- ・流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全し、健全な水循環の確保を図ります

f 水道水源保全対策

- ・水道事業者等による水道水源の水質監視や周辺環境保全対策を促進します
- ・水道水源汚濁事故に対しては、関係部局・機関との連携を図り迅速な対応をすすめます
- ・クリプトスポリジウム^{*}等の病原性微生物に関する調査及び対策を推進します
- ・化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるなど環境との調和に配慮したクリーン農業を推進します
- ・有機質資源の有効利用^{*}などにより環境への負荷を最小限に抑えた持続性の高い有機農業を推進します
- ・家畜ふん尿の適正な管理・利用の促進や、農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による水道水源保全対策を推進します

(ウ) 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策

a 騒音・振動対策

- ・国が実施する法規制に基づき低周波発生源の規制を強化します
- ・航空機や在来線鉄道による騒音対策の充実を図ります
- ・新幹線の供用開始後、鉄道騒音の状況把握のため調査・測定を行います。
- ・騒音及び振動対策に関する普及啓発を推進します
- ・自動車騒音対策として、関係業界団体や使用者に対する啓発・指導、騒音低減効果のある高機能舗装の整備、都市計画等を通じた適切な土地利用の誘導をすすめます

b 悪臭防止対策

- ・多種多様な「におい」物質に対応可能である臭気指数による悪臭防止規制の導入を推進します
- ・悪臭対策に関する普及啓発をすすめます

c 土壌汚染対策

- ・土地所有者等による汚染土壌の除去及び浄化対策が適切に行われるよう、指導等をすすめます
- ・化学物質の環境リスクや身近な疑問に関する適切な情報提供などにより、リスクコミュニケーションの円滑な実施を図ります

d 地盤沈下対策

- ・地盤沈下が生じるおそれのある地域において実態調査をすすめます

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- ・化学物質の排出量及び移動量の公表をすすめ、わかりやすい公表方法の充実を図ります
- ・化学物質の環境リスクや身近な疑問に関する適切な情報提供などにより、リスクコミュニケーションの円滑な実施を図ります
- ・化学物質汚染の事故等に対しては、汚染状況の把握、汚染物の除去等及び結果の公表をすすめます
- ・一般環境中のダイオキシン類汚染状況の把握、結果の公表をすすめます
- ・ダイオキシン類排出事業所への立入検査等による排出状況の監視・排出抑制の指導を行います
- ・化学物質の環境リスク評価に関する調査研究を推進します
- ・化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるなど環境との調和に配慮したクリーン農業を推進します
- ・無人ヘリコプター等による化学農薬の空中散布については、周辺への飛散防止等、危害防止に向けた指導の徹底に努めます

ウ その他の生活環境保全対策

- ・環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく規制の強化をすすめます
- ・公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます
- ・「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」に基づき、環境モニタリングや、周辺の環境保全に必要な対策を実施します